平成２７年度幼稚園就園奨励費補助金における留意点について

【子ども・子育て支援新制度施行に伴う変更点について】

平成２７年４月の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」とする。）施行を受け、平成２７年度より幼稚園就園奨励費補助の国庫補助対象は、新制度に移行しない私立幼稚園に通う幼児に対して市区町村が行う幼稚園就園奨励事業のみとなります。

なお、転園等により年度途中に新制度に移行しない幼稚園に通うこととなった幼児に対する就園奨励事業についても、国庫補助の対象とすることとし、国庫補助限度額については途中入退園の取扱いとし、幼稚園就園奨励費補助金と新制度の施設型給付との重複が生じないよう御注意願います。

【被災児童就学支援事業等交付金の取扱いについて】

被災児童就学支援事業等交付金の被災幼児就園支援事業に関しては、公立幼稚園及び上記の幼稚園就園奨励費補助金の対象となる私立幼稚園について対象とします。また、平成２７年度の取扱いについては、後日御連絡いたします。なお、経済的に就園が困難な状況の原因が必ずしも東日本大震災によるものでない場合は、本交付金事業の対象とはならないので、就園奨励費補助金の対象として取り扱うこととします。

その他の取扱いについては平成２６年度と同様とし、所得制限を撤廃することに伴い平成２６年度より新たに幼稚園就園奨励費補助の対象となった多子世帯の幼児については本交付金事業の対象とはなりません。

また、新制度に移行する私立幼稚園については新制度において支援されることとなっています。

【「簡便な調整方式」（第２方式）による基準額の算出について】

平成２７年度においては、平成２４年度の年少扶養控除廃止から一定の期間が経過したことに鑑み、年少扶養控除廃止後（現行税制上）の市町村民税課税額で階層区分を判定する「モデル世帯方式」（第３方式）の補助対象経費に対して国庫補助を行うこととします。

なお、当分の間、市区町村の判断により、「簡便な調整方式」（第２方式）により階層区分を判定する取扱いとした場合についても、国庫補助の対象とすることとします。

また、同一の市区町村において、階層区分の判定の際に第２方式と第３方式を併用する場合には、「既在園児は第２方式、新入園児は第３方式」等といった、合理的な区分がある場合に限ります。

【就学猶予・免除を受けた児童の取扱いについて】

平成２６年度より引き続き、学校教育法第１８条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められ、就学義務が猶予又は免除された児童が、幼稚園に通っている場合には、幼稚園就園奨励費補助金の対象とするよう取扱うこととします。

【生活扶助基準の見直しに伴う対応について】（※平成２６年度から引き続き）

厚生労働省において、生活扶助基準の適正化の観点から平成２５年８月１日より生活扶助基準を見直すこととしており、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府では、できる限りその影響が及ばないようにするため、全閣僚で「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」を確認しました。今年度について、文部科学省からは平成２７年４月に各都道府県（市町村）に対し、改めて事務連絡をしたところです。

この対応方針を踏まえて、平成２７年度幼稚園就園奨励費補助金においては、以下のとおり対応することにしますので、遺漏のないようお取り計らい願います。

平成２５年度の生活扶助基準の見直しによる影響を受けないよう、平成２５年度当初に生活保護世帯であった者等（※）で、引き続き、特に困窮していると市町村等が認めた世帯については、生活保護世帯に該当する階層としての国庫補助申請を認める取扱いとする。

※「等」は、平成２５年８月以降、家計の急変が発生し、生活扶助基準見直し前の基準であれば生活保護世帯に該当する者などを想定。

なお、平成２５年８月１日付け事務連絡において、中国残留邦人等の支援給付を受給している世帯については生活保護世帯と同様に取り扱うこととしていますが、今般の生活扶助基準見直しにおいても同様に取り扱うこととしています。

【第２子以降の優遇措置に係る適用条件について】

〇従来条件（兄・姉が幼稚園児の場合）の留意点

保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する就学前児童の兄・姉を有する園児は、兄・姉を幼稚園児とみなし、第２子以降の優遇措置の対象となります。

【保育所、認定こども園又は特別支援学校幼稚部に兄・姉を有する園児の適用区分の例】

事　例　①	
長女/保育所児	第１子(—)
長男/幼稚園児	第２子(0.5)
次男/幼稚園児	第３子(0.0)

事　例　②	
長男/認定こども園	第１子(—)
次女/幼稚園児	第２子(0.5)
次男/幼稚園児	第３子(0.0)

事　例　③	
長女/特別支援学校幼稚部	第１子(—)
次女/幼稚園児	第２子(0.5)
長男/幼稚園児	第３子(0.0)

事　例　④	
長女/認定こども園	第１子(—)
長男/保育所児	第２子(—)
次女/幼稚園児	第３子(0.0)

なお、これまでと同様に、児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用する兄・姉を有する園児の判断にあたっては、各都道府県、市町村において交付される受給者証の確認をもって算定の対象として取り扱ってください。

〇新条件（兄・姉が小学校１～３年生の場合）の留意点

就学免除等により、兄・姉が小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している場合であっても、小学校１年生～３年生の就学年齢と同一年齢である兄・姉を有する園児については、小学校１年生～３年生に兄・姉を有する園児とみなし、第２子以降の優遇措置の対象となります。

なお、今年度より本来の就学年齢が小学校４年生以上であっても、就学免除等により小学校３年生までの学年に在籍する兄・姉を有する園児については、第２子以降の優遇措置の対象とすることとします。

小学校３年生までに双子もしくは三つ子以上の兄・姉を有する園児については、第３子以降扱い（双子を第１子・第２子扱い、三つ子を第１子・第２子・第３子扱い、等）となります。

【小学校１～３年生に兄・姉を有する幼稚園児の適用区分の例】

事　例　①	
長 男 ／ 小 3	第１子(---)
長女／幼稚園児	第２子(0.5)
次女／幼稚園児	第３子(0.0)

事　例　②	
長 女 ／ 小 2	第１子(---)
次 女 ／ 小 2	第２子(---)
長男／幼稚園児	第３子(0.0)

事　例　③	
長 男 ／ 小 4	－　(---)
長女／幼稚園児	第１子(1.0)
次男／幼稚園児	第２子(0.5)

事　例　④	
長 女 ／ 小 4	－　(---)
長 男 ／ 小 2	第１子(---)
次女／保育所児	第２子(---)
次男／幼稚園児	第３子(0.0)

※事例表（　）内の数値は、第１子の保護者負担を［1.0］とした場合の第２子以降のおおむねの保護者負担割合

以上、関係部署と連携を図り、多子負担軽減の実施に努めていただきますようお願いします。

【簡便な調整方式（第２方式）による調整後の基準額算出方法】

（第Ⅲ階層）<夫婦片働き・年少扶養親族２人の場合で年収約 270～360 万円>

市町村民税所得割の額：34,500 円に①、②の合計を加えた額以下

①16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円
②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円

（第Ⅳ階層）<夫婦片働き・年少扶養親族２人の場合で年収約 360～680 万円>

市町村民税所得割の額：171,600 円に③、④の合計を加えた額以下

③16 歳未満の扶養親族の数×19,800 円
④16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×7,200 円

※　調整する金額（加算額）が異なるのは、住民税における調整控除（市町村分）の影響によるものです。
※　年齢は、H26.12.31 現在で計算してください。
※　調整の考え方や基準額は昨年度と同じ。
※　基準額算出方法は、市町村民税所得割課税世帯を対象に、第Ⅲ階層又は第Ⅳ階層に該当するか否かを判断するために、扶養親族の数に応じて基準額を引き上げ、引き上げ後の基準額と各世帯の市町村民税所得割の額を比較するものであり、調整の結果、第Ⅱ階層になるものではありません。

【次ページに早見表があります】

※　なお、市町村において、扶養控除の見直し前の市町村民税所得割の額を、上記の計算式による算出方法と比べて、電算システム等により精緻に算出できる場合は、早見表の０人の基準（上限）額（第Ⅲ階層：34,500 円、第Ⅳ階層：171,600 円）で判定することも可とする。
　ただし、算出した扶養控除の見直し前の市町村民税所得割の額が０円となった場合は、国庫補助申請においては、第Ⅲ階層とする。

簡便な調整方式（第2方式）における基準について

【早見表】（平成27年度第Ⅲ階層の場合）

19歳未満の扶養親族の数（H8．1．2以降生まれ）			基準（上限）額	国庫補助限度額（円）		
	16歳未満（H11．1．2 ～ H 26．12．31 生まれ）	16歳以上19歳未満（H8．1．2～H11．1．1 生まれ）	市町村民税所得割課税額（円）	第1子（従来条件のみ）	第2子（従来条件・新条件ともに同じ）	第3子以降（従来条件・新条件ともに同じ）
0人	0人	0人	34,500	―	―	―
1人	1人	0人	55,800	115,200	―	―
2人	1人	1人	66,900		―	―
	2人	0人	77,100		211,000	―
3人	1人	2人	78,000		―	―
	2人	1人	88,200		211,000	―
	3人	0人	98,400		211,000	308,000
4人	1人	3人	89,100		―	―
	2人	2人	99,300		211,000	―
	3人	1人	109,500		211,000	308,000
	4人	0人	119,700		211,000	308,000
5人	1人	4人	100,200		―	―
	2人	3人	110,400		211,000	―
	3人	2人	120,600		211,000	308,000
	4人	1人	130,800		211,000	308,000
	5人	0人	141,000		211,000	308,000

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

□＝モデル世帯（夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約360万円）の場合の基準額

【早見表】（平成27年度第Ⅳ階層の場合）

19歳未満の扶養親族の数（H8．1．2以降生まれ）			基準（上限）額	国庫補助限度額（円）		
	16歳未満（H11．1．2 ～ H 26．12．31 生まれ）	16歳以上19歳未満（H8．1．2～H11．1．1 生まれ）	市町村民税所得割課税額（円）	第1子（従来条件のみ）	第2子（従来条件・新条件ともに同じ）	第3子以降（従来条件・新条件ともに同じ）
0人	0人	0人	171,600	―	―	―
1人	1人	0人	191,400	62,200	―	―
2人	1人	1人	198,600		―	―
	2人	0人	211,200		185,000	―
3人	1人	2人	205,800		―	―
	2人	1人	218,400		185,000	―
	3人	0人	231,000		185,000	308,000
4人	1人	3人	213,000		―	―
	2人	2人	225,600		185,000	―
	3人	1人	238,200		185,000	308,000
	4人	0人	250,800		185,000	308,000
5人	1人	4人	220,200		―	―
	2人	3人	232,800		185,000	―
	3人	2人	245,400		185,000	308,000
	4人	1人	258,000		185,000	308,000
	5人	0人	270,600		185,000	308,000

※扶養親族が6人以上の場合は、計算式により基準額を算出すること。

□＝モデル世帯（夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約680万円）の場合の基準額

平成２７年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（被災幼児就園支援事業）国庫補助限度額

（表の見方）

①　以下太枠内に、就園奨励事業における補助（減免）単価の一部が表示されています。
（右表の水色部分にそれぞれの階層区分の変動に対応した差額（交付金で措置される金額）が自動計算されています。）

※　これは国庫補助限度額と同額の減免単価を定めている場合の例です。国庫補助限度額と異なる単価を設定している場合、階層区分の設定が異なっている場合には適宜修正してご活用ください。その場合は、水色セルに入力されている計算式も修正するようご注意ください。

区分			（第１子）	（第２子）	（第３子以降）
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯		① 79,000	② 79,000	③ 79,000
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		⑯ 43,000	⑰ 61,000	⑱ 79,000
公立	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
私立	Ⅰ	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	④ 308,000	⑤ 308,000	⑥ 308,000
私立	Ⅱ	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	⑦ 272,000	⑧ 290,000	⑨ 308,000
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	⑩ 115,200	⑪ 211,000	⑫ 308,000
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	⑬ 62,200	⑭ 185,000	⑮ 308,000

注１．上記の市町村民税の所得割課税額（補助基準額）は、夫婦（片働き）と１６歳未満の子ども２人 の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別添に読み替えること。

注２．世帯構成員中２人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

注３．途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の国庫補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。なお、次の算式で算出された金額を上限とし、途中退園の場合は対応可能な市町村から順次対応すること。
上記の単価×（保育料の支払い月数＋３）÷１５（百円未満を四捨五入）

注４．保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

注５．市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

Ⅰ　従来条件（兄・姉が幼稚園児の場合）に該当する国庫補助限度額

同一世帯から複数園児が同時に就園している場合に、就園奨励事業の所要経費に対して措置される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（被災幼児就園支援事業）の金額は以下のとおりです。

（単位：円）

区分	被災前の階層区分		被災後の階層区分	国庫補助限度額 1人就園の場合及び同一世帯から２人以上就園している場合の最年長者（第１子）	国庫補助限度額 同一世帯から２人以上就園している場合の次年長者（第２子）	国庫補助限度額 同一世帯から３人以上就園している場合の左以外の園児（第３子以降）
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0	0	0
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	（め）…①-⑯ 36,000	（も）…②-⑰ 18,000	（や）…③-⑱ 0
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	0	0	0
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
公立	右以外の世帯		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	（あ）…① 79,000	（し）…② 79,000	（ぬ）…③ 79,000
公立	右以外の世帯		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	（ら）…⑯ 43,000	（ゆ）…⑰ 61,000	（よ）…⑱ 79,000
公立	右以外の世帯		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
私立	Ⅰ	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	Ⅰ	0	0	0
私立	Ⅱ	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	Ⅰ	（い）…④-⑦ 36,000	（す）…⑤-⑧ 18,000	（ね）…⑥-⑨ 0
私立	Ⅱ	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	Ⅱ	0	0	0
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	Ⅰ	（う）…④-⑩ 192,800	（せ）…⑤-⑪ 97,000	（の）…⑥-⑫ 0
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	Ⅱ	（え）…⑦-⑩ 156,800	（そ）…⑧-⑪ 79,000	（は）…⑨-⑫ 0
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	Ⅲ	0	0	0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅰ	（お）…④-⑬ 245,800	（た）…⑤-⑭ 123,000	（ひ）…⑥-⑮ 0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅱ	（か）…⑦-⑬ 209,800	（ち）…⑧-⑭ 105,000	（ふ）…⑨-⑮ 0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅲ	（き）…⑩-⑬ 53,000	（つ）…⑪-⑭ 26,000	（へ）…⑫-⑮ 0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅳ	0	0	0
私立	－	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅰ	（く）…④ 308,000	（て）…⑤ 308,000	（ほ）…⑥ 308,000
私立	－	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅱ	（け）…⑦ 272,000	（と）…⑧ 290,000	（ま）…⑨ 308,000
私立	－	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅲ	（こ）…⑩ 115,200	（な）…⑪ 211,000	（み）…⑫ 308,000
私立	－	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅳ	（さ）…⑬ 62,200	（に）…⑭ 185,000	（む）…⑮ 308,000

※　所得制限を撤廃することにより新たに幼稚園就園奨励事業の対象となる第２子、第３子以降については、本事業の対象となりませんので御留意願います。

（表の見方）

①　以下太枠内に、就園奨励事業における補助（減免）単価の一部が表示されています。
（右表の水色部分にそれぞれの階層区分の変動に対応した差額（交付金で措置される金額）が自動計算されています。）

※　これは国庫補助限度額と同額の減免単価を定めている場合の例です。国庫補助限度額と異なる単価を設定している場合、階層区分の設定が異なっている場合には適宜修正してご活用ください。その場合は、水色セルに入力されている計算式も修正するようご注意ください。

区分			（第２子）	（第３子以降）
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯		A 79,000	B 79,000
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		K 61,000	L 79,000
公立	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
私立	Ⅰ	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	C 308,000	D 308,000
私立	Ⅱ	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	E 290,000	F 308,000
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	G 211,000	H 308,000
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	I 185,000	J 308,000

注１．上記の市町村民税の所得割課税額（補助基準額）は、夫婦（片働き）と１６歳未満の子ども２人 の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などは別添に読み替えること。

注２．世帯構成員中２人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

注３．途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の国庫補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。なお、次の算式で算出された金額を上限とし、途中退園の場合は対応可能な市町村から順次対応すること。
上記の単価×（保育料の支払い月数＋３）÷１５（百円未満を四捨五入）

注４．保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が国庫補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

注５．市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

Ⅱ　新条件（兄・姉が小学校１～３年生の場合）に該当する国庫補助限度額

同一世帯に小学校１～３年生の兄・姉を有する園児については、就園奨励事業の所要経費に対して措置される被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（被災幼児就園支援事業）の金額は以下のとおりです。

（単位：円）

区分	被災前の階層区分		被災後の階層区分	国庫補助限度額 小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、就園している場合の最年長者（第２子）	国庫補助限度額 小学校１～３年生の兄・姉を１人有しており、同一世帯から２人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校１～３年生に兄・姉を２人以上有している園児（第３子以降）
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	0	0
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	（ヌ）…A－K 18,000	（ネ）…B－L 0
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	0	0
公立	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		
公立	右以外の世帯		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	（ア）…A 79,000	（シ）…B 79,000
公立	右以外の世帯		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	（ノ）…K 61,000	（ハ）…L 79,000
公立	右以外の世帯		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		
私立	Ⅰ	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	Ⅰ	0	0
私立	Ⅱ	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	Ⅰ	（イ）…C－E 18,000	（ス）…D－F 0
私立	Ⅱ	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯、もしくは当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	Ⅱ	0	0
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	Ⅰ	（ウ）…C－G 97,000	（セ）…D－H 0
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	Ⅱ	（エ）…E－G 79,000	（ソ）…F－H 0
私立	Ⅲ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	Ⅲ	0	0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅰ	（オ）…C－Ⅰ 123,000	（タ）…D－J 0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅱ	（カ）…E－Ⅰ 105,000	（チ）…F－J 0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅲ	（キ）…G－Ⅰ 26,000	（ツ）…H－J 0
私立	Ⅳ	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	Ⅳ	0	0
私立	―	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅰ	（ク）…C 308,000	（テ）…D 308,000
私立	―	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅱ	（ケ）…E 290,000	（ト）…F 308,000
私立	―	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅲ	（コ）…G 211,000	（ナ）…H 308,000
私立	―	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,001円以上の世帯	Ⅳ	（サ）…Ⅰ 185,000	（ニ）…J 308,000

※　所得制限を撤廃することにより新たに幼稚園就園奨励事業の対象となる第２子、第３子以降については、本事業の対象となりませんので御留意願います。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）

１．個人住民税の非課税限度額等

（医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む）

⇒

○　２５年度は影響は無い。
○　２６年度以降の税制改正において対応。
○　非課税限度額を参照しているものは、２６年度以降の税制改正を踏まえて対応。

２．その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

⇒

①　生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。（就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等）

②　ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。（中国残留邦人への給付等）

３．地方単独事業

（例：準要保護者に対する就学援助）

⇒

○　国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

平成27年度幼稚園就園奨励費補助における国庫補助申請方式について

◆平成27年度においては、 年少扶養控除廃止から一定の期間が経過したことに鑑み、「モデル世帯方式」（第３方式）の補助対象経費に対し、国庫補助を実施する。
◆当分の間、市町村が子どもの人数により補助基準額を変動させ、多子世帯に配慮した「簡便な調整方式」（第２方式）を採用する場合についても、国庫補助対象とする。
◆第２方式と第３方式の併用については、合理的な区分がある場合に限る。

【私立幼稚園の第4階層の例】

＜平成27年度国庫補助対象経費（赤太枠内）＞

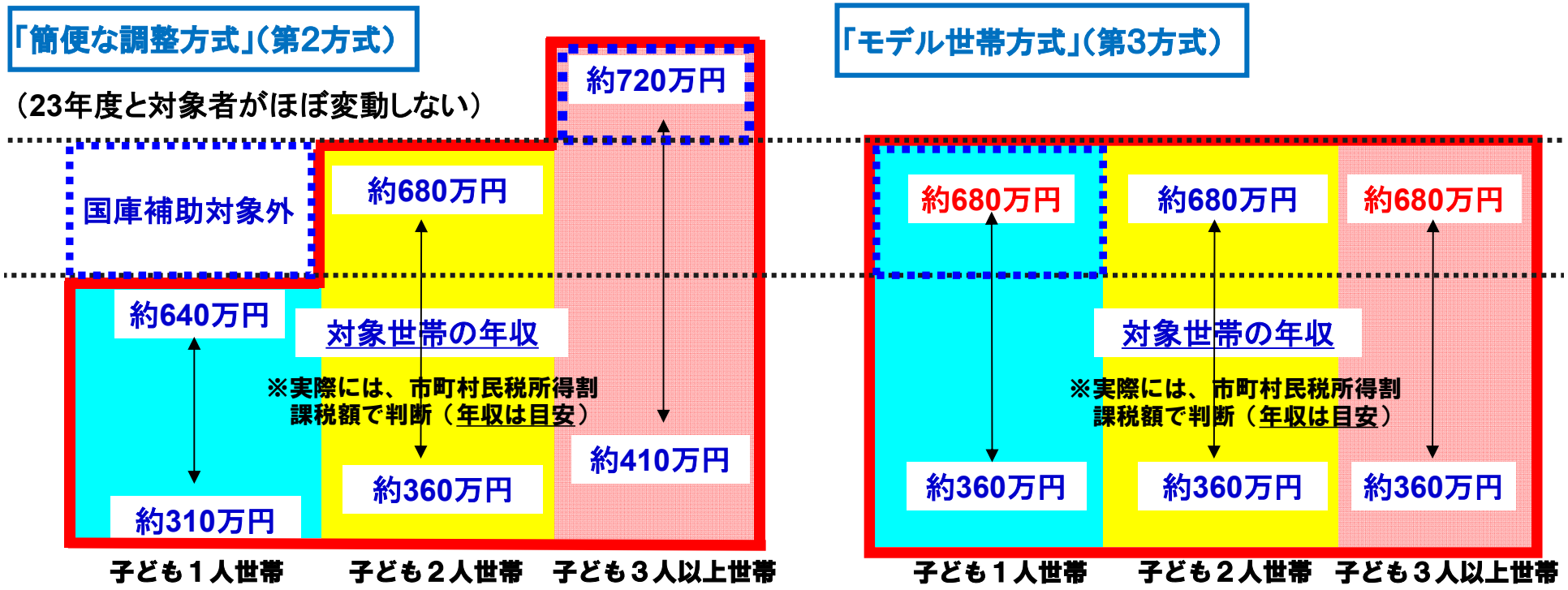

【前提】子どもは全て16歳未満とし、扶養控除の見直し前後で、個々の対象世帯において、収入の増減はないものとする。
子ども3人以上世帯は子どもが3人の場合を想定している。年収は目安で、実際には、市町村民税課税額で判断する。

平成 24 年 9 月 19 日都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議で配布済

幼稚園就園奨励費補助金の執行における留意点について

１．途中退園における国庫補助限度額の取扱いの変更について

「全国の幼稚園就園奨励事業事務担当者の皆様へ（平成１２年４月文部省初等中等教育局幼稚園課）」において、「園児が途中退園した場合、国庫補助の限度額が年額で定められているため、減免（給付）額が決定した後に当該園児が退園した場合でも、在園中に支払った入園料・保育料の合計額が、減免（給付）額を上回っていれば国庫補助金上の問題は生じません。」と記載しているが、今後の取扱いを以下のとおり変更するので、対応可能な市町村から順次変更されたい。

原則、園児が途中退園をした場合は、当該園児の在籍月数に応じた国庫補助限度（相当）額を算出し、その範囲内で国庫補助申請をすること。なお、途中入園における国庫補助限度額の月割り額の計算式を参考とすること。

２．所得割課税額を合算する場合における家計の主宰者について

複数の世帯構成員に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算して、所得階層区分を判定するが、家計の主宰者の認定おいては、次のとおり、各市町村において総合的に勘案して判断すること。（従前の取扱いを変更するものではない。）

（１） 当該園児を地方税法上の扶養親族としているか。
（２） 当該園児を健康保険等において扶養家族としているか。
（３） その世帯において最多収入、最多納税の者である場合
等を総合的に勘案して「家計の主宰者」として認定すること。

なお、上記によるほか、当該園児のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、祖父母は「家計の主宰者」とはならないものであること。

※「家計の主宰者」については、各市町村内における保育所入所児の取扱いも参考とされたい。

【参考】
平成 3 年 3 月 27 日付事務連絡（厚生省 児童家庭局 企画課 施設調整室 措置費係）

○「家計の主宰者」について
「家計の主宰者」については、
（１）保育所入所児を所得税の算定上扶養控除の対象にしている。
（２）保育所入所児を健康保険等において扶養家族としている。
（３）その世帯において最多収入、最多納税の者である場合
等を総合的に勘案して「家計の主宰者」として認定されたい。

なお、上記によるほか、保育所入所児のいる世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合においては、祖父母は「家計の主宰者」とはならないものであること。

３．住宅借入金等特別税額控除の取扱いについて

平成２０年度より住宅借入金等特別税額控除（以下、「住宅控除」とする。）については、住宅控除前の所得割課税額を用いて所得階層区分を決定することとしているが、住宅控除後の所得割課税額を用いて所得階層区分を決定していた場合は、国庫返納等が生じるので留意すること。
（従前の取扱いを変更するものではない。）